

# デジタルマーケティングを活用した SNS・WEB ブランディング業務 公募型プロポーザル仕様書

## 1 事業概要

ひょうご観光本部では、これからのブランディング戦略として「ひょうごテロワール旅」をテーマに定め、豊かな風土・気候などに裏付けられた兵庫ならではの「食」や「文化」、引き継がれる「歴史」・「伝統技術」などを複合的に体感できる『旅』を提案することとしている。

については、「ひょうごテロワール旅」というコンセプトを広く訴求することを目的に、WEB サイト及び Instagram を活用し、データにもとづく戦略的な情報発信を行う「デジタルマーケティングを活用した SNS・WEB ブランディング業務」（以下、「業務」という。）を展開することとし、業務を委託する者を選定するため、以下のとおり企画提案を公募する。

## 2 業務の名称

デジタルマーケティングを活用した SNS・WEB ブランディング業務

## 3 実施主体

公益社団法人ひょうご観光本部（以下、委託者という）

## 4 委託費、契約期間

- (1) 委託費 6,500 千円以内（消費税込）
- (2) 契約期間 契約日 ～ 2022 年 3 月 25 日
- (3) 全体スケジュール

期 日	内 容
10 月 13 日	募集開始
10 月 20 日	参加申込締切
10 月 22 日	質問〆切
10 月 25 日	提案書提出締切
10 月下旬	提案審査（書面審査）
11 月上旬～	審査結果通知、契約締結、事業開始
随時	運営コンサルティング、マーケティング（データ分析）
～11 月末	ブランディング戦略策定・コンテンツ選定
12 月上旬～	特設 WEB サイト構築、投稿原稿の制作・発信、プロモーション
2 月中	オンラインセミナー
3 月下旬	効果測定レポート・運営マニュアル提出
3 月末	事業実績報告

## 5 業務内容

- (1) Instagram アカウント及び特設 WEB サイトの運営コンサルティング

国内マーケットの現状や他の成功事例など、客観的なデータや専門的知見に基づき、Instagram アカウント及び特設 WEB サイトの運営に伴う適切なサポート及

に必要な助言を行い、フォロワーやリーチ数等の増加に繋げること。

なお、本事業は、委託者の公式 Instagram アカウント「hyogonavi\_official」の活用を想定しているが、コンセプトや発信内容等を考慮し新規アカウントの導入が必要と判断する場合は、その理由及び効果の説明、ビジュアルデザイン等を提案すること。

## (2) マーケティング（データ分析）

本事業で得られたデータや情報、国内マーケット動向（ビックデータや観光統計調査など）を分析の上、ポストコロナ社会、大阪万博などを見据えた最適なアクションプランを提案・実施すること。

## (3) ブランディング戦略策定

本事業のコンセプト沿った Instagram アカウント及び特設 WEB サイトの運営方針や戦略、運営基盤の構築を行うこと。

## (4) 特設 WEB サイトの構築

次項にて制作する WEB 原稿を公開するため「ひょうごテロワール旅特設サイト（仮称）」を以下のとおり構築すること。

- ① サイトデザインは、本事業コンセプトに沿って制作すること
- ② サイト構成は「TOP」、「ひょうごテロワール旅の概要」、「本事業制作原稿の格納先」「動画・静止画の格納先」とし、UX デザインを意識して制作すること
- ③ 今後の委託者による本サイトへの記事コンテンツ追加を踏まえ、随時情報更新可能な CMS を構築すること。CMS 構築に関しては、県公式観光サイト（HYOGO ナビ）のロコミページを基準とし、費用および初年度の維持管理経費は本事業委託費の中から捻出すること。

なお、次年度以降の維持管理費の上限は定めないが、審査対象となることに留意すること。

## (5) WEB 及び Instagram 投稿原稿の制作（取材・編集等）・発信

### ア 共通事項

- ① 投稿原稿の作成は、新規取材を原則とし、来訪意欲の向上につながる内容とすること
- ② 本事業のコンセプトに沿った質の高い原稿を作成すること
- ③ Instagram と WEB に連動性を持たせ、相乗効果を促すための最適な方法を提案すること

### イ WEB

- ① 「ひょうごテロワール旅特設サイト（仮称）」に掲載する記事原稿を 10 本以上制作・納品すること
- ② 記事ボリュームや写真数は、県公式観光サイト（HYOGO ナビ）ロコミ情報に掲載されている記事と同等以上とすること
- ③ 投稿記事の構成は、本事業のコンセプトに沿って、具体的なスポットやコンテンツの情報を盛り込むこと

### ウ Instagram

- ① 上記イの取材で得た素材をもとに、投稿記事を 10 本以上制作・納品すること
- ② フィード投稿は静止画・動画を組合せ、興味を促す内容とすること
- ③ Instagram 機能（ストーリーズ、リール等）を最大限用いて発信を行うこと

- ④ 投稿記事ごとに最適な#（ハッシュタグ）等を提案すること
- ⑤ フォロワーやリーチ数、レスポンス率向上に繋がる最適な投稿方法を提案すること

#### (6) プロモーション

Instagram 広告や他媒体とのタイアップ企画、オンラインイベント等の企画を用いて、ひょうごテロワール旅や Instagram アカウント及び特設 WEB サイトの認知度向上に繋がるプロモーションを提案・実施すること。

#### (7) 効果測定・自走マニュアルの作成

本業務の効果測定を行い、分析レポートを提出すること。また、事業終了後も本事業の効果を継続させるため、委託者の組織体制を考慮した持続可能な運営方法を提案・マニュアル化すること。

#### (8) 県内観光関係者向けオンラインセミナーの実施

本事業で得た結果に基づき、県内観光関係者向けにデジタルマーケティングを活用した情報発信セミナーを1回開催すること。

## 6 事業実施上の留意点

### (1) 特記事項

#### ① 作成にあたっての留意事項

- ア 本プロポーザルは受託者を選定するために行うものであり、事業内容は改めて委託者と受託者において協議し、契約締結時の仕様書に反映する。
- イ 業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。
- ウ 業務担当者は、兵庫県の観光資源に係る基礎的な知識を有する者を起用すること。
- エ 投稿原稿のライターは、上記イの知見を有することに加え、文章表現力において巧みな者を起用すること。
- オ マーケティングの担当者は、国内外マーケット知識と実践的経験を有する者を起用すること。
- カ 業務担当者を交えた会議を原則月2回以上行うこと。
- キ 委託者の指示に従い、すみやかに必要な対応を行うこと。
- ク 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

### (2) 委託事業に要する画像

#### ① 画像の撮影

画像は季節や天候、制作スケジュール等の都合により撮影が難しい場合等を除き、新規撮影を原則とする。ただし、適当な画像が撮影できなかった場合等には、委託者と協議の上、委託者及び受託者が所有している画像や借用画像を使用することも可とする。その際に生じる手続き等は、委託者が提供する画像を除き、受託者にて行うこと。

#### ② 収集画像及び撮影画像に係る関係団体への使用許諾の確認

委託者が提供する画像等を除き、使用する画像について、本事業の主旨

や活用方法・期間・掲載場所（WEB 連動掲載ページも含む）などを必ず説明の上、関係団体に著作権、肖像権の使用許諾の確認を行うこと。

### **(3) WEBサイト構築に係る留意事項**

- ① 新サイトを構成するページは、全ページがモバイルファースト（スマートフォンユーザーに最適化したデザイン構成、ユーザー視点のコンテンツ作成）であること。ユーザビリティ、アクセシビリティに配慮し、分かりやすく見栄えのするデザインにして利便性が高いものとするとともに、掲載内容を効果的に情報発信するものとする。
- ② 各ページは W3C（World Wide Web Consortium）が策定・公開している標準的な規格等に準拠するとともに、アクセシビリティに関しては、JIS X 8341-3:2016 及び経済産業省が示す「アクセシブルなコンテンツの作成に関する指針」に配慮すること。
- ③ 興味を惹かせる文章・デザイン作成等、閲覧者が長くサイトに滞在できるような対策を講じること。
- ④ 次年度以降の継続的な運営に必要な情報を、委託者及び県公式観光サイト（HYOGOナビ）の運用維持管理・保守業務を行う事業者を引き継ぐこと。

## **7 著作権及び肖像権**

受託事業者は、委託者が提供する画像・テキスト等を除き、成果物が他社の所有権や著作権を侵害しないことを保証し、制作に関して著作権の許諾など必要な手続きを行うこと。また、使用する写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害がないように留意すること。

本事業の成果物に係る権利は、事業実施者が従前権利を有していたものを除き、原則委託者に帰属する。また、加工及び二次利用する場合は、事前に受託者と協議することとする。

なお、これらの権利について、第三者と紛争等が生じた場合は、受託者がその責任において対処すること。

ただし、委託者より支給される資料や写真等についてはこの限りではない。

## **8 機密の保持**

受託者は本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

## **9 個人情報の保護**

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

## **10 委託契約の締結**

- (1) 契約に関する事務は委託者で行う。
- (2) 契約条項は、委託者において示す。
- (3) 契約の相手方となる事業者等は、契約金額が 200 万円を超える場合は、委託者に対して、委託料の 10 分の 1 の契約保証金を納めなければならない。ただし、

保険会社との間に委託者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合において、契約保証金の全部または一部を免除することができる。

#### **1 1 契約の解除**

- (1) 委託契約に記載の条項に違反があったとき、委託者は契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしないもしくは支払った委託料の一部又は全額の返還を求める場合がある。
- (2) 上記(1)により契約を解除した場合、委託者は損害賠償又は違約金を求める場合がある。

#### **1 2 委託料の支払い**

委託料の支払いは、事業終了後に提出される実績報告書等に基づき、委託者が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。

#### **1 3 適正な事業執行に係る留意事項**

事業者等は、本事業が委託者との契約に基づく公的事业であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めることとする。

#### **1 4 その他**

- (1) 受託者は、業務の実施に関して、この仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。
- (2) 受託者は、委託業務の終了後、実績報告書を作成し、委託者に提出すること。